

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）１０月２３日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務名 豊浦中間貯留槽槽清掃業務
- 2 業務実施場所 下関市豊浦町大字宇賀３７０３番地４
豊浦中間貯留槽
- 3 業務内容 別紙１「仕様書」、別紙２「特記仕様書（環境編簡易）」
及び別紙３「下関市暴力団排除条例による措置に
係る特記事項」のとおり
- 4 委託期間 契約締結日から令和８年３月２７日まで
- 5 入札条件
 - （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２） 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「廃棄物処理（収集・運搬・処分等）」のうち「一般廃棄物」に登録があること。
 - （３） 令和２年４月１日以降に本市又は他の地方公共団体等において本業務と同等又はそれ以上の実績を複数回有すること。
 - （４） 業務を履行するにあたり、必要な機器と車両を有し、かつ処分場所へ運搬できる能力を有すること。
 - （５） この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

- (6) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請手続き

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び確認資料を以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

下関市環境部環境施設課へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留郵便その他発送事実を証することができる方法により提出すること。

ア 提出場所 〒751-0847

下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部環境施設課

(2) 受付期間

入札公告日から令和7年11月6日(木)17時まで

(3) 提出書類

別紙4「入札参加資格確認申請書」

(4) 問い合わせ先

下関市環境部環境施設課(電話:083-252-1943)

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別紙5「入札参加資格確認通知書」により通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。入札参加資格がないと認められる者には、その書面に理由を付する。

8 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

入札公告日から令和7年11月14日(金)まで

(2) 備付場所

下関市環境部環境施設課及び下関市ホームページ

9 質問の方法

本業務に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

質問内容を簡潔に記載し、下関市環境部環境施設課宛てに電子メール（送付先：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により提出するものとする。件名を「(質問) 豊浦中間貯留槽槽清掃業務」とすること。電話、口頭等によるものは受け付けない。

(2) 質問の受付期限

令和7年10月31日（金）15時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10 開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年11月14日（金）11時00分

(2) 開札場所

下関市リサイクルプラザ管理棟1階会議室

(3) 入札方法

郵便入札

ア 提出方法 書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送とする。持参、電報、電子メールまたはファックス等によるものは、認めない。提出期限内に必着のこと。入札書を入れる内封筒に、「入札に係る件名」、「入札者名」、「入札者の住所又は所在地」を記載の上、「入札書在中」と表示し封をし、外封筒に入れて、二重封筒により郵送すること。

イ 提出期限 令和7年11月13日（木）必着

ウ 提出場所 6の(1)のアの場所

11 落札者の決定方法

(1) 入札回数は、3回とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札事務に関係のない下関市職員にくじを引かせることとし、落札者

を決定するものとする。

- (3) 初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、再度入札にかかる実施通知、入札書をFAX等で速やかに送付する。
- (4) 入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いのうえ、開札する。

1.2 入札の結果及び公開

- (1) 落札者が決定したときは、入札参加者全てに対しその旨の通知を直ちにすることとする。
- (2) 開札後において入札参加者全ての入札金額を公開できるものとする。

1.3 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1.4 その他

- (1) 入札（再度入札は初回を含め3回を予定）において使用する入札書は、別紙6「入札書」を使用すること。また、入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札書の日付は入札日を記入すること。
- (5) 次に掲げるものの1に該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者がした入札。

イ 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をしたものがした入札。

ウ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

- エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - オ 金額を加除訂正した入札書によるもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
 - キ 入札書に、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの。
 - ク 入札書を封筒に２枚以上入れた場合。
 - ケ 入札書の封筒に必要な記載事項がない場合。
- （６） 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
 - （７） 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
 - （８） 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
 - （９） 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。